

**発達支援で
子ども達の
健やかな成長を**



子どもの発達でお悩みはありませんか？

早産による低出生体重や先天異常、小児期の病気やけがなど、運動発達の遅れや動くことに困った場合に、理学療法士はさまざまな場面に関わることが出来ます。

この冊子は姿勢や運動機能の改善を専門としている理学療法士が作成し、必要な知識をわかりやすく説明しています。ぜひ、みなさまの健康的な生活にお役立てください。

もくじ

2 ページ

小児期における
障がいの現状

7 ページ

小児理学療法の
具体例

9 ページ

新生児集中治療室
(NICU)での関わり

11 ページ

児童発達支援
での関わり

13 ページ

特別支援教育
での関わり

14 ページ

通常学級
での関わり

15 ページ

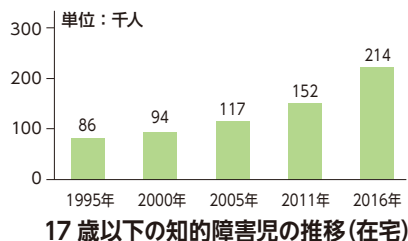
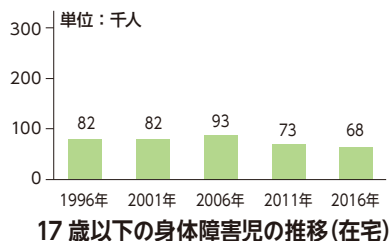
就労支援での
関わり

16 ページ

生涯サポート

小児期における障がいの現状

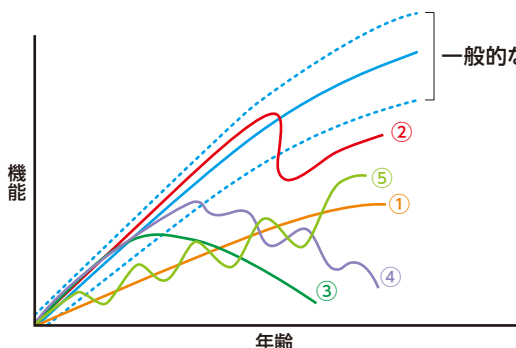
我が国においては、身体や知的に障がいのある方が増加しており、17歳以下の子どもについては、特に知的な障がいのある方が増加しています。障がいのある子どもは発達途上であるため、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人のニーズを把握し、適切な治療及び必要な支援を行う必要があります。



引用：内閣府資料

小児期に生じる疾患と発達への影響

小児期に生じる疾患とそれに伴う障がいはさまざまであり、小児の発達はその疾患特性や症状の経過に大きく影響されます。



障害が生じる疾患の自然経過

引用・改訂：小児理学療法学（中山書店）

- ① 発達がゆっくりな疾患
- ② 急激な機能低下後、再びゆっくりと発達する疾患
- ③ 機能がゆっくりと低下する疾患
- ④ 寛解・増悪を繰り返しながら退行する疾患
- ⑤ 寛解・増悪を繰り返しながら発達する疾患



それぞれの疾患によって生じる機能の障がいに加えて、それがどのような発達時期に起きているのかを考えた発達支援が重要です。

理学療法の対象

理学療法の対象となる小児疾患は多岐に渡ります。
運動の発達や知的な発達の問題を含めて、
さまざまな疾患で生じる障がいに対して理学療法を提供します。



脳や神経の問題

- ・脳性麻痺
- ・頭部外傷
- ・脳炎後遺症
など

骨や関節の問題

- ・二分脊椎
- ・ペルテス病
- ・骨形成不全症
- ・骨折
など

発達障害

- ・自閉症スペクトラム障害
- ・注意欠如・多動性障害
- ・学習障害
- ・発達性協調運動障害
など

遺伝的な問題

- ・筋ジストロフィー症
- ・脊髄性筋萎縮症
- ・ダウン症
など

その他

- ・早産・低出生体重
- ・重症心身障害
- ・先天異常
- ・臓器移植後
- ・スポーツ障害
など

心臓や肺の問題

- ・新生児慢性肺疾患
- ・呼吸窮迫症候群
- ・先天性心疾患
- ・呼吸障害
など



理学療法士が関わる施設

●こども病院・小児の専門病院

小児専門医が関わり、小児リハビリテーションを積極的に行う医療施設

●総合病院・リハビリテーション病院

複数の診療科をもつ規模の大きい医療施設

●特別支援学校

障がいのある幼児・児童・生徒が通う学校

●診療所（クリニック・医院）

小児科や整形外科などでリハビリテーションを提供している小規模の医療施設

●児童発達支援センター

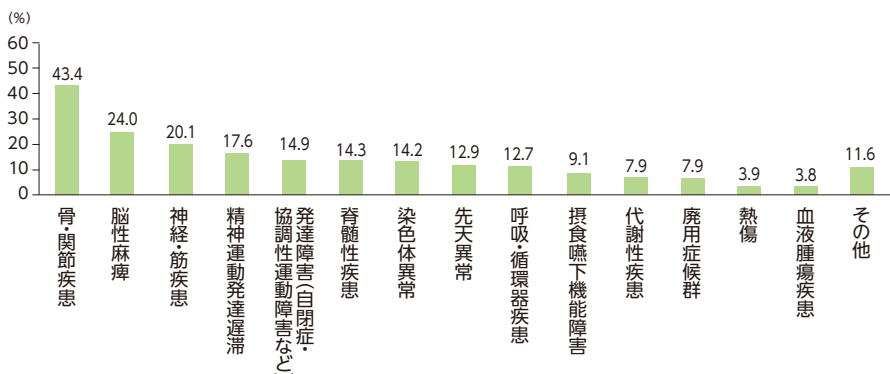
障がいのある未就学児に対して個々に適した支援を行う施設

●訪問看護ステーション

在宅で医療的ケアが必要な子どもに対して訪問看護（リハビリテーションを含む）を行う事業所

●放課後等デイサービス

障がいのある児童・生徒に対して放課後や長期休暇に支援を行う事業所

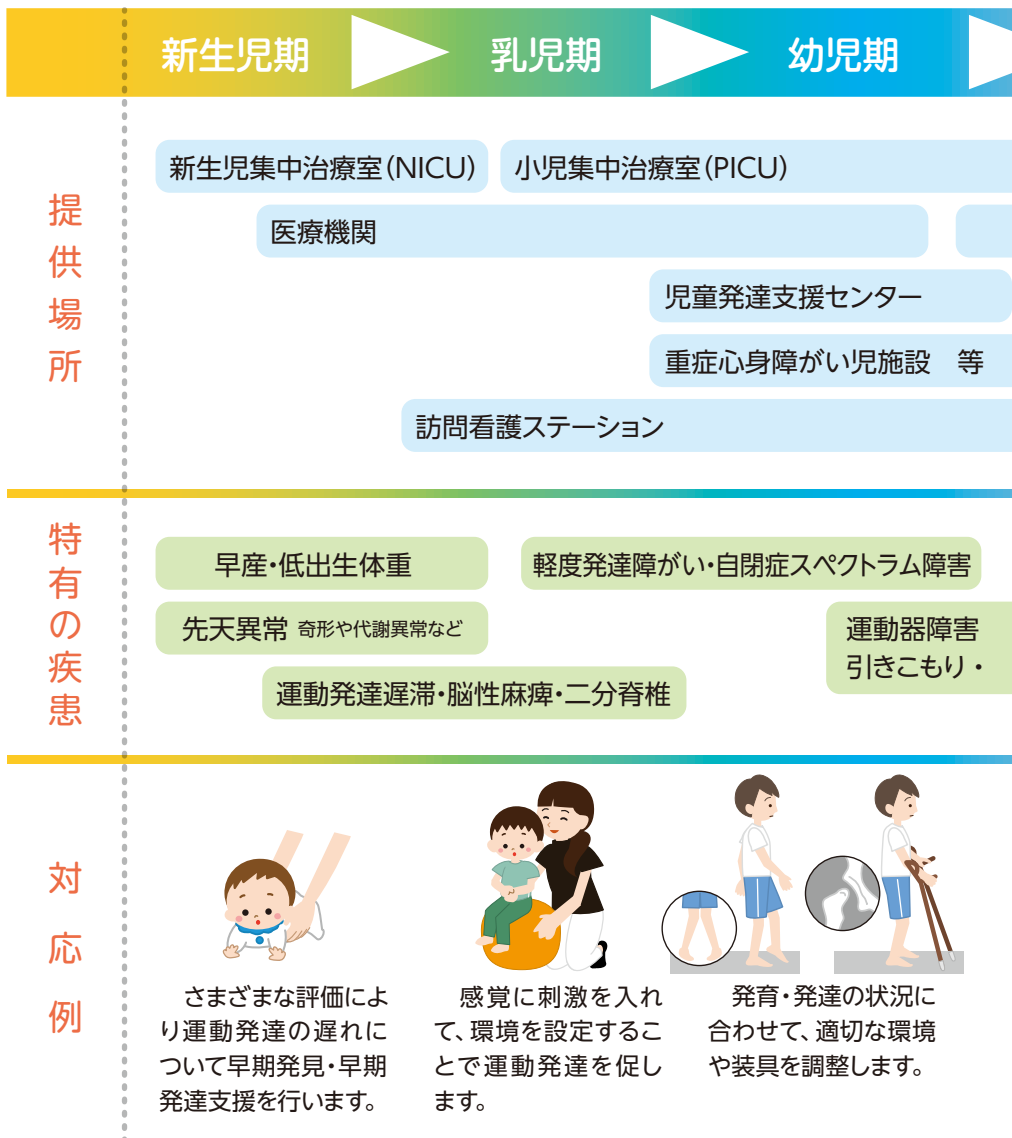


医療機関における小児理学療法の対象疾患の割合

(平成28年度日本理学療法士協会 職能に資するエビデンス研究 小児リハビリテーション実態調査 報告書)

ライフサイクル別の領域

新生児期や乳児期に起こった障がい将来に渡って、日常生活に影響を及ぼします。



各ライフステージにおいて、適切な対応が求められます。

青少年期

成人期

老年期

特別支援学校

放課後等デイサービス

生活習慣病・脳血管障害・心疾患

(スポーツ外傷・障害)
パーソナリティー障害

認知症・転倒



社会性の発達を促し、活動性の向上や社会参加を促します。



身体機能や活動状況に合わせた生活環境の整備、各種サービスを利用します。

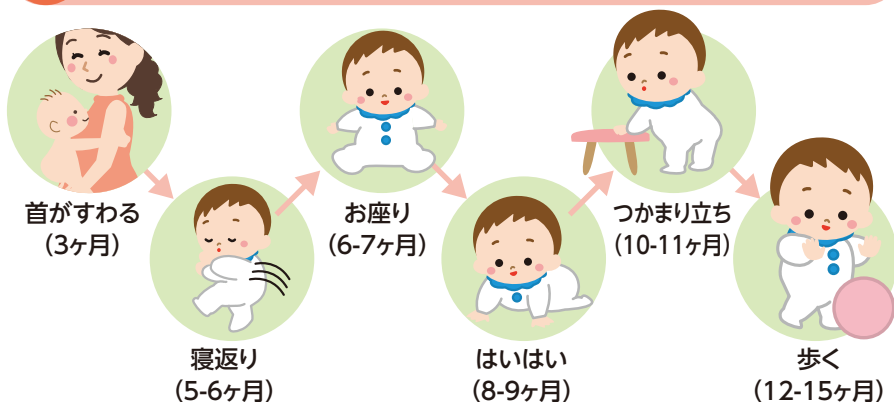


加齢に伴う身体機能の悪化、疾患・症状の増悪に対応します。

小児理学療法の具体例

小児の理学療法においては、子どもの発達状態に合わせて、姿勢や運動への介入を行ないます。定型発達を理解し、成長・発達に伴って生じうる心身の問題を早期に解決し、より充実した生活を送ることができるよう家庭や地域社会も含めて支援していくことが重要です。

正常な運動発達(定型発達)



脳性麻痺

お母さんのお腹の中にいる間から、生後 4 週間までの間に発生した脳への損傷によって引き起こされる運動機能や認知機能、コミュニケーションの障がいなどを指します。



運動発達への介入

意欲を高めるような働きかけと環境を設定しながら、筋肉や神経に刺激を入れて運動の発達を促します。



装具などの調整

麻痺や変形の程度と運動能力に合わせて、適切な装具や歩行補助具を調整します。



重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態を重症心身障がいと呼びます。

姿勢への介入

関節の硬さや変形の程度に応じて、適切で安楽な姿勢が取れる運動を行ったり、座位保持装置や車椅子などの調整を行います。



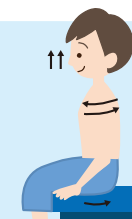
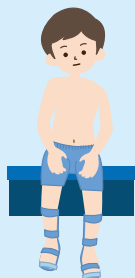
環境の調整

限られた運動機能でも使える環境を調整することで、コミュニケーション手段を構築したり、介助量を軽減したりします。

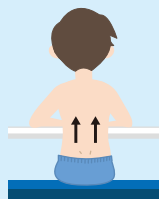


●姿勢介入の具体例

脳性麻痺や重症心身障がい児をはじめとして、理学療法士による姿勢への介入はさまざまな場面で行われます。



頸部や骨盤の位置を調整し、筋肉の働きを促すことで、姿勢を整えます。



クッションや机などを使用して身体の傾きを調整し、姿勢を整えます。

車椅子等での姿勢の崩れを評価して、装具を用いて正しい姿勢がとれるように介入します。

●理学療法士が関わる根拠

個別の疾患や症状に合わせて、正しい姿勢を作り、運動の発達を促す理学療法士による介入は、脳性麻痺や発達支援が必要な子どもに対して医学的な根拠が示されています。

理学療法ガイドライン第2版：小児理学療法ガイドライン

新生児集中治療室(NICU)での関わり

NICUには、低出生体重児のほか、先天異常、心臓や呼吸に関する疾患など、さまざまな疾患をもつ新生児が入院しており、心拍数や血圧、血液中の酸素状態などをモニタリングしながら、人工呼吸管理など高度な治療が提供されています。

また、新生児を対象としたNICUだけでなく、高度かつ集中した治療が必要な15歳以下の子どもにおいては小児集中治療室(PICU)で治療を受けることになります。NICUやPICUにおいて、理学療法士が専門的な介入を行っています。



特に成長・発達過程で何らかの問題が生じるリスクがあり、経過観察や発達支援が必要になるハイリスク児に対しては、理学療法を含めた発達支援が提供されています。

ハイリスク児に対する理学療法では、4つの機能の発達を支援することが大切です。

成熟・発達 新生児がもつ4つの機能

生理と自律神経の機能



心臓の動き



呼吸の動き



神経の働き

運動の機能



お乳を吸う



母親にしがみつく



身体を動かす

状態を調整する機能



眠っている



覚醒



活動的



泣き

相互作用の機能



親子が見つめ合う



ものを目で追う



他者の気持ちを読む

NICUでの理学療法

介入目的

呼吸循環器系の安定を図る

ストレスから保護する

発達支援

在胎期間(週)

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

退院

対象

早産児・低出生体重児

心臓や肺の疾患

遺伝的な疾患・先天性の疾患

ポジショニング

呼吸理学療法

哺乳支援

発達支援

フォローアップ

プログラム

生理と自律神経の機能

運動の機能

状態を調整する機能

相互作用の機能

引用・一部改変：小児・発達期の包括的アプローチ（文光堂）

ポジショニング

母親の胎内にいるときに近い姿勢を保つ。タオルやクッションなども使用し姿勢の調整をします。



呼吸理学療法

呼吸器の発達を考えながら、呼吸が楽になるように肺の中の空気の交換を促したり、痰を出しやすくする補助をします。



哺乳支援

口からの哺乳が苦手な子どもに対し、嚥下・呼吸の協調性や哺乳姿勢の状態を確認し、適切で負担の少ない方法を指導します。



発達支援

子どもが注意を向けやすい（受容しやすい）刺激を用いて、感覚を受け入れる力を伸ばす支援をします。



児童発達支援での関わり

発達に関する相談

各市町村では、発達の遅れ、もしくは遅れの疑いがある子どもへの相談を行っています。母子保健担当、子育て支援センターなどにお問い合わせください。

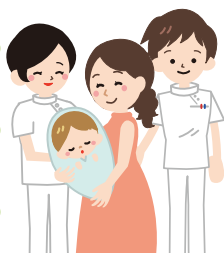
理学療法士は、以下のような相談に対して、
発達の促し方をアドバイスします。

早期発見

寝返りができない

腹ばいを嫌がる

歩行が不安定



早期支援

遊び方の工夫

抱っこの仕方

●専門家による障がいの早期発見・早期支援

市町村では、子どもの各種健診、発達に関する相談などについて、医師や保健師、理学療法士などの専門家が関わっています。

医療的ケア児に関する相談は、市町村の障がい福祉課や医療的ケア児等コーディネーターが相談に応じます。

児童発達支援センターでは、発達支援が必要とみとめられた子どもに、受給者証※が発行されます。

詳しくは市町村の障がい福祉課、こども支援課などにお問い合わせください。

※受給者証とは、受けられる福祉サービスの種類やサービス（日数や時間）が記載されたものです。



児童発達支援

通所や訪問など、未就学児に必要な児童発達支援のサービスを利用して、さまざまな支援が受けられます。



通所系サービス（施設等に通ってサービスを受ける）

●児童発達支援・医療型児童発達支援

医療型:医療的管理下での支援が必要な方

日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園のように遊びや学びの場を提供するなどの支援を行います。

児童発達支援

- ・食事、排せつ等の介護
- ・日常生活上の相談支援、助言
- ・身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援
- ・コミュニケーション支援
- ・身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

医療型児童発達支援

児童発達支援

+

- ・疾病の治療
- ・看護
- ・医学的管理下における食事、排せつ、入浴等の介護

●児童発達支援センター（児童発達支援事業所）

障がいのある子ども又はその可能性のある子どもに対し、児童発達支援センター（地域の中核的療育機関）もしくは児童発達支援事業所（身近な療育の場）において、集団および個別の発達支援を通じて、日常生活における基本的な動作獲得などを中心に必要な支援を受け、就学前の集団生活に向けた準備を行います。

●保育所等訪問支援

通い先の保育所等の施設を訪問し、障がいのある子ども及びスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法の助言などを行います。



訪問系サービス（自宅でサービスを受ける）

●居宅訪問型児童発達支援

ご自宅に訪問し、重度の障がいがある外出困難な子どもに発達支援を展開します。

相談窓口

各市町村の相談支援事業所などに生活の不安をご相談いただくことで、サービス計画と一緒に考えることができます。

各種サービスが必要な方は、受給者証が必要です。詳しくは市町村の障がい福祉課、こども支援課などにお問い合わせください。

特別支援教育での関わり

障がいのある子ども達の多様な学びの場として、地域の小・中学校、高等学校、特別支援学校があり、学校内外の専門家として理学療法士が関与しています。

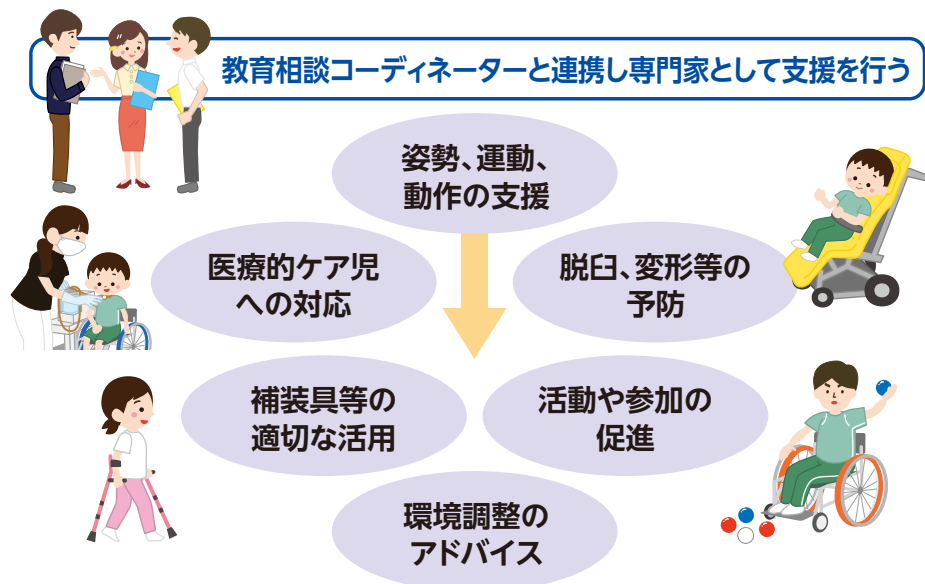
【特別支援学校の対象となる障がい】

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由又は病弱(身体虚弱を含む)。



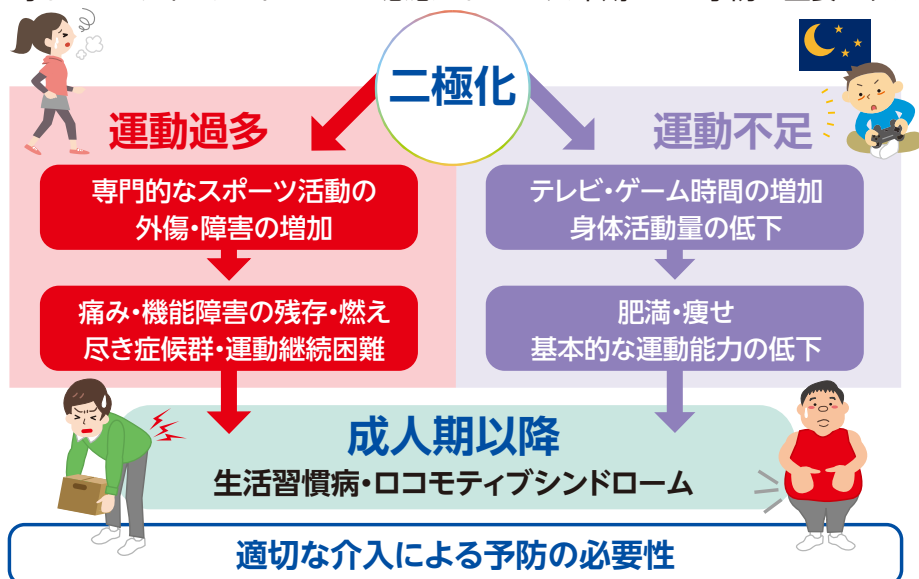
特別支援教育における理学療法士の役割

障がいのある子ども達の支援に医学的側面からの専門性を加え、教育内容の向上を図るため、障がいに対する医学的知識をもつ専門家として派遣されます。



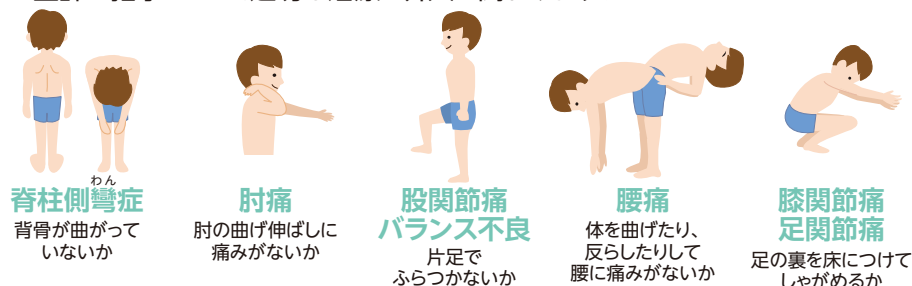
通常学級での関わり

子どもがもつ運動器の問題は、身体の成長に比べて、体力が伴っていないことが特徴です。運動習慣に関する二極化（運動過多と運動不足）がみられ、将来的なロコモティブシンドロームが懸念されており、早期からの予防が重要です。



専門家による障がいの早期発見・予防

運動器検診では、骨格の異常、バランス能力、関節の痛みや可動域制限などが学校医により検査されます。検診によって発見された問題に対して、理学療法士は医師の指示のもと、適切な治療・介入に関わります。

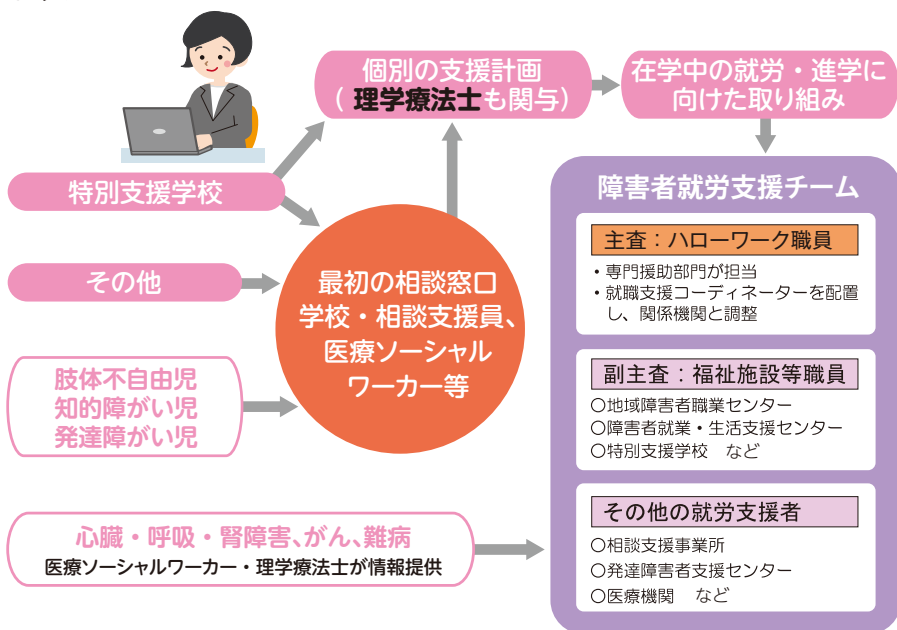


運動器検診による障がいの早期発見

就労支援での関わり

理学療法士は動作の専門家です。身体活動に支援を要する対象者の移動能力や姿勢について評価を行い、活動がどのくらいできるかを把握して、その能力に即した就労に導きます。また、就労後もその能力の維持や改善を支援し、就労支援体制を構築します。

肢体不自由児、知的障がい児、発達障がい児、心臓・呼吸・腎障害、がん、難病などを有していても、就労に向けて理学療法士がお役に立てる可能性があります。



厚生労働省資料「障害者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」より一部引用

差別の禁止および合理的配慮の提供義務

【就労支援の法律がある】

- ・障害者総合支援法に基づく就労支援
- ・がん対策基本法第20条に基づく就労支援

【就労支援の法律がないが努力義務がある】

- ・難病患者の就労支援

※就労支援チームが支えます。 2022年10月現在



生涯サポート

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容		
訪問系 介護給付	居宅介護	者 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	者 重度障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
	同行援護	者 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
	行動援護	者 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	者 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	短期入所	者 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	者 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
	生活介護	者 常に介護を必要とする人に対し、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	施設入所支援	者 施設に入所する人に対し、夜間や休日で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	施設入所支援	者 施設に入所する人に対し、夜間や休日で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
日中活動系 施設系	自立生活援助	者 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
	共同生活援助	者 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
居住支援系 訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練（生活訓練）	者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	者 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型）	者 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（B型）	者 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	者 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

者：障がい者（18歳以上） 児：障がい児（18歳未満） 引用：厚生労働省ホームページ「障害福祉サービスについて」

詳しくは市町村の障がい福祉課などにお問い合わせください。

親も子も仲間をつくろう！〈主な患者家族会〉

*日本 NICU 家族会機構

<https://www.join.or.jp/>



*日本発達障害ネットワーク

<https://jddnet.jp/jddnet1/>



*難病のこども支援全国ネットワーク

<https://nanbyonet.or.jp/>



*全国肢体不自由児者父母の会連合会

<https://www.zenshiren.or.jp/>

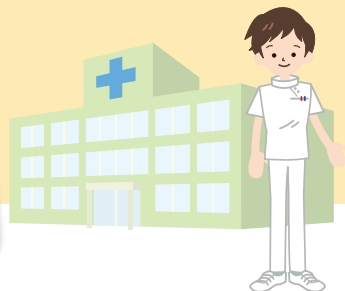


*がんの子どもを守る会

<http://www.ccaj-found.or.jp/>



あなたの生活と 理学療法



あなたの身近に理学療法士がいます

理学療法士は、「赤ちゃん」から「高齢者」までの
人生のあらゆる場面でサポートします。

みなさまがより良い人生をお送りできるよう、
理学療法士は活動しています。



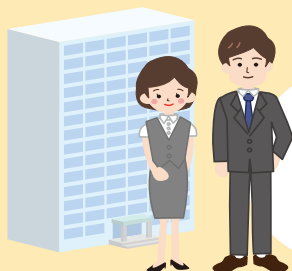
[赤ちゃん]発達支援



[子ども]就学支援
運動支援



[学生]スポーツ・健康づくり



[社会人]
就労支援
生活習慣病予防



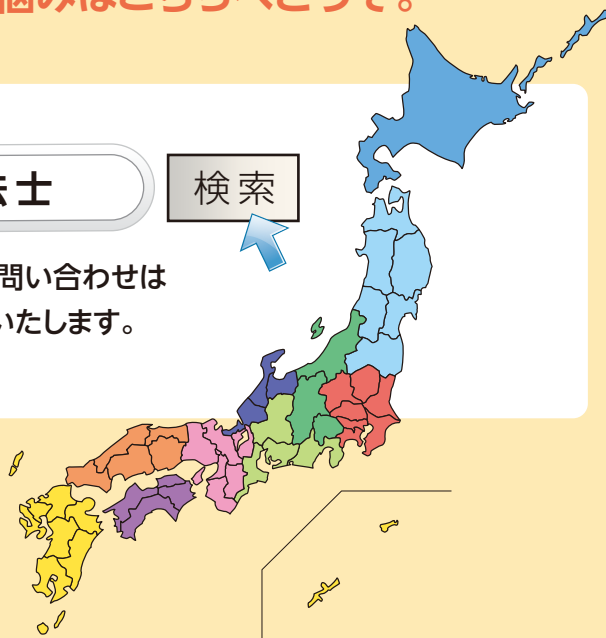
[高齢者]
介護予防・自立支援

全国47都道府県に理学療法士会があります！
地域ごとのお悩みはこちらへどうぞ。

理学療法士

検索

本冊子に関するお問い合わせは
こちらからお願いいたします。



参考・引用資料

P9 日本ディベロップメンタルケア研究会 監修. お母さんとお父さんへ贈る赤ちゃんの「あたたかい心」を育むヒント.
atrium, 2021, p 24



発行 公益社団法人 日本理学療法士協会

〒106-0032 東京都港区六本木7-11-10

JPTA TEL : 03-5843-1747 FAX : 03-5843-1748



【第1版】

(令和5年2月20日現在)

協力 儀間裕貴 横山美佐子 小玉美津子

制作 理学療法ハンドブック作成部会

石塚亮平 粕山達也 清水夏生 坪内優太

戸塚満久 長澤 誠 長谷川大悟 福嶋 篤

松田洋平 渡邊基起 及川龍彦

理学療法ハンドブック



シリーズ①健康寿命



シリーズ②脳卒中



シリーズ③腰痛



シリーズ④心筋梗塞・心不全



シリーズ⑤スポーツ



シリーズ⑥糖尿病



シリーズ⑦変形性関節症



シリーズ⑧認知症



シリーズ⑨COPD



シリーズ⑩女性のライフステージ



シリーズ⑪がん



シリーズ⑫栄養・嚥下



シリーズ⑬肩関節周囲炎



シリーズ⑭在宅での危険予防



シリーズ⑮産業分野の予防

理学療法ハンドブック

シリーズ **16** 小児



公益社団法人

日本理学療法士協会

Japanese Physical Therapy Association

日本理学療法士協会
HPより
ダウンロード
活用ください



引き続き、
続刊をお楽しみに！